たつくす

発行日　平成28年1月15日
発行人　新宿間税会
会長　川野 健二

公正な間接税と企業の発展を目指して

vol.69

『税の標語』を募集しています。

新年のお慶びを申し上げます。さて、新宿間税会では、新宿税務署管内の小学校（16校）の6年生を対象に、税の意義や現状を理解していただき、私たちの暮らしの中でいきている税金について、関心と正しい知識をさらに深めていただくため、『税の標語』の募集活動を行っています。多数の応募を期待しながら、選考業務に会員各位の御協力をよろしくお願いいたします。 …p.14



◆ 新年のごあいさつ　新宿間税会会長　川野 健二 … p. 2
◆ 新年のごあいさつ　新宿税務署長　齋藤 祐喜男 … p. 3
◆ 平成27年度納税表彰式 … p. 4
◆ 平成27年度活動日誌・新規会員紹介 … p. 5
◆ 新宿間税会 税務研修会・ゴルフ会 … p. 6
◆ 新宿間税会 青年部・女性部合同研修会　他 … p. 7
◆ 税務署からのお知らせ … p. 8
◆ コラム「ラクラク健康ヨーガ」 … p.12
◆ 平成27年度「税の標語」入選作品 … p.14
◆ 中学生の税の作文（新宿間税会 会長賞） … p.15

◆ 新規会員の募集 … p.15

新宿間税会は、正しい税務知識を習得し、公正でより良い税制や税務行政をめざし、消費税を中心とした間接税の納税者で組織している団体です。会員の皆様からのアンケートを反映した要望書を機関に提出したり、税の研修会や講演会を開催しています。また当会では、異なる業種の会員との各種会活動により異業種交流を図ることが出来ます。これから迎える少子高齢化社会では、消費税の重要性は益々高まります。ぜひ当会にご入会いただき、ともに考えてまいりましょう。

http://www.shinjuku-kanzeikai.jp/

新年のご挨拶



新宿間税会　会長
川　野　健　二

新年あけましておめでとうございます。

当会会員の皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、当会の運営に対し、会員の皆様並びに署長をはじめご当局の皆様の深遠なご理解とご高配を賜り心より厚く御礼申し上げます。

昨年は、北陸新幹線が、東京から金沢まで開通しました。将来さらに延伸し大阪までつなげる構想だそうです。日本海側のインフラ整備により、さらに大きな経済発展を期待するところです。

宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）では、金星探査機「あかつき」の金星周回軌道と同じ方向に投入することに成功等、日本は多くの優れた技術力を保持しています。このように日本は、ナンバーワンの技術が数多くあり、日本の将来を明るく心に描くことが大切です。

現在、海外から「安心と安全」、「整備された社会インフラ」そして、「四季折々の風光明媚な景色」を求めて、世界中からイン・バウンドの旅行者が日本を訪れています。

他方では、2020年に開催予定のオリンピックを前にして、1964年に行われた東京オリンピックから50余年が経過しました。今後予測される道路、橋、河川等の災害に備えて公共設備の更新が望まれるところです。

現在当会は会員増強を行っています。消費税は平成29年4月から消費税率10％への移行が予定されています。税の使い道の国税分内訳は、社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に使われる制度として確立され、「消費税と社会保障の一体化」を決定しました。このように消費税は私たち国民生活にとって、極めて重要な税であり、間税会は、税務ご当局へ消費税に関する提言や、税務ご当局の協力を得て、税に関する知識と納税意識の高揚を目的として啓蒙活動をおこなってきました。今後当会は他団体への影響力・発言力を強めるためには、「数は力なり」の言葉通り、会の組織と運営をより強固にする必要があります。以上のことから会員の皆様におかれましても会員増強の御手伝いをして頂けますよう、お願い申し上げます。

結びになりますが、会員の皆様並びに署長を始め御当局の皆様のご多幸とご活躍を記念して新年のご挨拶とさせていただきます。

平成28年　1月吉日

新年のご挨拶



新宿税務署長
齋藤　祐喜男

新年明けましておめでとうございます。

平成28年の年頭にあたり、新宿間税会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、川野会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、川野会長が団体の活動を通じた納税道義の高揚のご功績に対しまして「東京国税局長表彰」を受彰されました。改めまして、栄えあるご受彰を祝し謹んでお慶びを申し上げますとともに、長年にわたるご功績に対しまして、深い敬意と感謝の意を表する次第です。

また、新宿間税会の皆様には、「マイナンバー制度」についての税務研修会、大新宿区まつりでの税の啓発活動や「世界の消費税クリアファイル」の配布による街頭広報活動のほか、「租税教室」開催の協力・支援など幅広い活動にご尽力いただきました。

さらに、毎年区内の小学6年生を対象に募集していただいている「税の標語」につきましては、530作品の応募の中から19作品を表彰され、「税を考える週間」に新宿区役所で表彰作品の展示を行っていただきました。

このような活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことのできない大きな役割を果たされているものであり、改めて敬意を表すとともに心から感謝申し上げます。

さて、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正、かつ、円滑に実現する」ことであります。その使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正、公平な課税・徴収に努めているところです。一方で、納税者の皆様の税務コンプライアンスの維持・向上を図ることについては、私ども国税当局だけで実現できることではなく、間税会をはじめとする関係民間団体の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であります。

こうした意味で、今後とも新宿間税会の皆様におかれましては、消費税をはじめとする様々な税への正しい知識の普及・定着に向けて、引き続き積極的な活動を展開されますようご期待申し上げますとともに、他の関係民間団体とも連携・協調を図りながら、税のよき理解者として、一層のご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、間もなく平成27年分の所得税等の確定申告を迎えますが、本年の確定申告書作成会場は、新宿住友ビル47階に開設し、四谷税務署、中野税務署と新宿税務署の3署合同で確定申告書作成のアドバイスと申告書等の受付を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、平成28年が新宿間税会の更なるご発展と、会員皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

◎平成２７年度 納税表彰式

川野健二会長　東京国税局長表彰を受彰

永年にわたる間税会の顕著な活動に対しての受彰

新宿税務署および税務協力６団体共催による平成 27 年度納税表彰式が、さる 11 月 17 日 (火) に新宿ワシントンホテル３階「すばる」において、盛大裡に挙行されました。

式は国歌斉唱に始まり新宿税務署長表彰状贈呈、新宿税務署長感謝状贈呈ならびに税務関係団体長感謝状贈呈と粛々と進行し、同時に、11 月５日に KKR ホテル東京に於いて当会の川野健二氏が東京国税局長表彰を受彰されましたとのご披露がありました。その後は来賓祝辞のあと受彰者代表の謝辞をもってとどこおりなく終了しました。



尚、今回受彰された方々は、長年にわたり納税道義の高揚や税務協力団体の活動などにご尽力された方々で、新宿間税会からは、次の皆様が授彰の栄に浴されました。

◆新宿税務署長表彰受彰

常任理事　　森田　應学　　殿　(株式会社 アイロリ・コミュニケーションズ)

◆新宿税務署長感謝状受彰

常任理事　　羽太　源一郎　殿　(東京音響 株式会社)

◆新宿間税会長感謝状受彰

会計責任者　　辻　　勝利　　殿　(株式会社 新宿高野)

一地区会員　　平　　光良　　殿　(株式会社 平商社)



◎平成27年度活動日誌

H27.9.7 傘下間税会青年部長研修会の開催
於　日本銀行本店&(株)全日警ビル　森田青年部長出席
①日本銀行本店見学
②マイナンバーの説明会と国税局幹部との意見交換会

H27.9.10 会報「たっくす」第６８号発行

H27.9.11 城西地区連９単位会正副会長・青年部長・女性部長合同会議
於　練馬区役所　２０階「展望レストラン」　役員　４名出席
①各単会が各テーマ毎に意見発表と情報交換

H27.9.14 新宿間税会「理事会」開催
於　新宿法人会館　役員　１３名出席
①青年部、女性部合同研修会について(案)
②印紙税部会研修会について(案)
③平成２７年度　納税表彰式について
④「第３６回大新宿区まつり」について
⑤税務６団体共催「署長講演会」について

H27.9.28 第２回　団体長会議開催
於　新宿税務署大会議室
①「税を考える週間」の行事について
②納税表彰式について
③大新宿区まつり「ふれあいフェスタ２０１５」について
④小学６年生の「税に関する標語」の募集等について
⑤６団体共催「署長講演会」について

H27.9.29 税務研修会「マイナンバー制度」講演会の開催
於　新宿法人会館会議室　役員・会員　３２名出席
★別稿参照

H27.10.6 新宿間税会「臨時役員会」の開催
於　新宿法人会館　役員　９名出席
①組織状況について
②他間税会の会員増強事績内容について
③新規会員増加目標と行動施策について

H27.10.14 東京国税局間税会連合会　青年部・女性部　合同講演会
於　「日暮里サニーホール」　役員　１０名出席
第1部【講師】国税庁課税部消費税室長　永田 寛幸　様
第2部【講師】NPO法人　地球のステージ代表理事　桑山 紀彦　様

H27.10.18 第３６回大新宿区まつり「ふれあいフェスタ２０１５」
於　都立戸山公演　役員　２名参加
★別稿参照

H27.10.20 会員増強総決起大会(仮称)の開催
於　東京プリンスホテル　川野会長出席

H27.10.23 青年部・女性部　合同研修会・交流会の開催
於　TC楽器店&とんかつ「にいむら」 役員・会員　３２名参加
★別稿参照

H27.11.9 小学６年生の「税に関する標語」の入賞作品展
於　新宿区役所本庁舎1階ロビー
★別稿参照

H27.11.10 会報「たっくす」第６９号編集会議
於　新宿法人会館　役員会議室　署・役員　６名出席

H27.11.16 平成２７年度「署長講演会」の開催　６団体共催
演題　「税務行政の現状と課題」
於　新宿区立産業会館「ＢＩＺ新宿」 役員　１１名出席

H27.11.17 平成２７年度納税表彰式
於　新宿ワシントンホテル　本館3階　役員１３名出席
★別稿参照

H27.11.26 新宿間税会　第２５回懇親ゴルフコンペ開催
於　武蔵ＯＧＭカントリークラブ　会員17名参加
★別稿参照

H27.12.1 中学生の「税についての作文」表彰式
於　新宿区立戸塚地域センター　7階　役員　2名出席
★別稿参照

H27.12.3 城西地区連９単位会正副会長・青年部長・女性部長合同会議
於　東京中野サンプラザ　15階会議室　役員4名出席

H27.12.7 第３回　団体長会議開催
於　新宿税務署大会議室
①「税を考える週間」の行事及び広報結果報告
②納税表彰式の決算報告について
③平成２７年　確定申告期の広報施策(案)について
④平成２８年　新年賀詞交歓会(案)について
⑤平成２８年　新年あいさつスケジュール(案)について

◎新規会員のご紹介

◎新規会員のご紹介
新宿間税会にご参加いただき、ありがとうございます。
これからも様々な活動を通して交流を深めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- ●株式会社今田新聞店　新聞販売業
- ●ＭＫ　ＣＡＦＥ　飲食業
- ●株式会社小田急友の会　百貨店サービス業
- ●大同生命保険株式会社　保険業
- ●青木公治税理士事務所　税理士業
- ●株式会社蓬莱薬品　薬品販売業
- ●株式会社アドバンス・シティ・プランニング　不動産建築業
- ●株式会社佐藤秀　不動産建築業
- ●飯塚陽税理士事務所　税理士業
- ●武田恒男税理士事務所　税理士業
- ●ダイエース有限会社　防災設備業
- ●株式会社スリーコモンズ　不動産管理業
- ●愛知不動産株式会社　不動産業
- ●かとう電気株式会社　電気機器販売会社

新宿間税会活動紹介① 税務研修会

マイナンバー制度の基礎講座研修会を開催

平成 27 年 9 月 29 日（火）に「税を考える週間」の行事を前倒して新宿法人会館大会議室にて当会印紙税部会による「税務研修会」が開催されました。

第一部は新宿税務署の法人課税第一部門上席 加藤秀樹様にお願いし、今年 10 月以降に個人番号・法人番号が順次通知され、2016 年 1 月から実施される社会保障・税番号制度「マイナンバー制度」について、何に注意しなければならないのか、国税庁の資料を基に、親切丁寧に説明されました。

第二部は「新宿区の文化観光」と題して新宿区地域文化観光課の橋本隆様に「新宿の名所や催物」などについて大変参考となる講和をいただきました。





新宿間税会活動紹介② ゴルフコンペ

11 月 26 日（木）朝方は雨の降る天候でしたが、参加者の願いが通じたのか？ スタート前には、すっかり雨も上がり**「第２５回 親睦ゴルフコンペ」**を名門の武蔵 OGM カントリークラブにて１７名の参加者で開催しました。倶楽部従業員の接客応対は素晴らしく、また、コースも丘陵地にフラットで広いフェアウェーとグリーンの周りにハザートを組み合わせたコースであり、腕自慢の参加者は真剣かつ楽しくプレーされていました。

プレー終了後の表彰パーティーでは笑い声が絶えず、更に親交を深め参加者全員が有意義な一日を過ごすことができました。

最終成績は当会の女性部長で㈱松尾宝飾 松尾 早苗 殿が優勝されました。

次回の親睦ゴルフコンペは春頃を予定していますので皆様のご参加をお待ちしております。





新宿間税会活動紹介③ 青年部・女性部合同懇親会

会員相互の交流と親睦を目的に、さる 10 月 23 日(金)、青年部・女性部合同懇親会を開催いたしました。

本年は、新大久保の中古楽器店「TC 楽器」にて楽器体験のワークショップを行い、ギターや鼓（つづみ）などの和洋様々な楽器のお話しを伺ったあと、長三味線、琵琶、琴、ギター、サックス等による和洋折衷の演奏会を鑑賞しました。

その後、「とんかつ にいむら」にてしゃぶしゃぶをいただきながら交流を深め、楽しく有意義な交流会となりました。

ご参加いただきました会員の皆様におかれましては、お忙しい中ご足労を頂き、誠にありがとうございました。また、合同交流会の実施にあたり、打ち合わせから段取りにいたるまでご協力をいただきました各役員の皆様に、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。





新宿間税会活動紹介④ 「ふれあいフェスタ 2015」

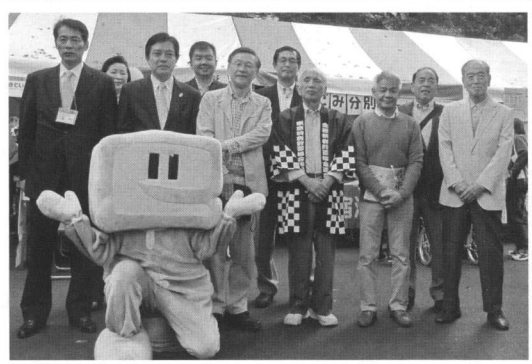
10 月 18 日の日曜日に、**第 36 回大新宿区まつり「ふれあいフェスタ 2015」**が、都立戸山公園で開催されました。

晴天の秋空の下、様々なイベントが行なわれ多くの人々で賑わう中、新宿税務署管内の税務関係６団体も税に対する理解を高める広報活動の一環として「税金クイズ」ブースを出店し、訪れた子供たちに風船などをプレゼントしました。

当会もクリアーファイル「世界の消費税 平成 27 年度版」を粗品として多数提供し、挿入したリーフレットは、わが国の財政状況や少子高齢化に伴う問題点等が分かり易い解説と大変好評でした。

また、応援に駆け付けたキャラクターの「イータ君」も来場者に大人気で、ブース前には常時、長い行列が出来るなど大盛況でした。







新宿税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設日程

開設期間	会　場	所　在　地	時　間
2月12日（金）～ 3月15日（火） ※ 土、日を除きます。（注1）	新宿住友ビル 47階 （注2）	新宿区 西新宿2－6－1	【受付】 午前9時から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から

（注1）2月21日及び2月28日の日曜日は開設します。

（注2）この会場は、新宿、四谷及び中野税務署の3署合同による申告書作成会場です。



ご注意ください

○税務署内に申告書作成・相談会場はありません。

○申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にご提出（郵送可）ください。

（土、日及び祝日を除く。）

○確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具及び印鑑等をご持参ください。

○会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されます。

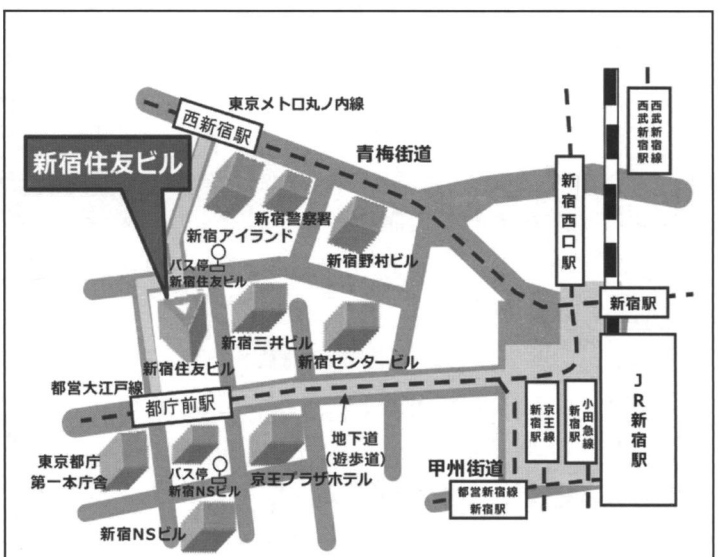
○会場には納税窓口がありません。納税は、振替納税をご利用いただくか、最寄りの金融機関をご利用ください。

○会場では、納税証明書の発行はできません。

○会場の駐車場は有料となります。また駐輪場がありませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

○会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

【案内図】



都営大江戸線【都庁前】駅から徒歩3分
都営メトロ丸ノ内線【西新宿】駅から徒歩8分
JR・小田急線・京王線・都営新宿線【新宿】駅から徒歩10分

税理士による　無料申告相談
～申告書を作成して提出できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施します。
会場では、申告書を作成して提出することができますのでご利用ください。

期　間	会　場	所在地	時　間
2/1(月)～2/2(火)	落合第二地域センター 2階大会議室A・B	新宿区 中落合4－17－13	いずれの会場も 9:30～12:00 (受付は11:30まで) 13:00～16:00 (受付は15:30まで)
2/3(水)～2/4(木)	戸塚地域センター 7階多目的ホール	新宿区 高田馬場2－18－1	
2/8(月)～2/9(火)	落合第一地域センター 3階第1・第2集会室	新宿区 下落合4－6－7	
2/15(月)～2/19(金)	第一分庁舎1階ロビー	歌舞伎町1－5－1	

○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。）。
○申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
○確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具及び印鑑等をご持参ください。
○会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがあります。
○各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。

【問合せ先】　〒169-8561　新宿区北新宿1－19－13　TEL03(3362)7151(代表)
※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax（イータックス）がさらに使いやすく変わります！



【電子証明書やICカードリーダライタがなくても・・・】
平成29年1月以降、個人の利用者については、電子証明書やICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式が導入されます（従来の認証方式も利用することが可能です。）。

【添付書類の提出も・・・】
現在別途書面で提出していただいている添付書類について、**平成28年4月以降**はイメージデータ（PDF方式）での提出が可能となります。
※ただし、申告所得税や贈与税などに係る添付書類については、平成29年1月以降に提出可能となります。
○ 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。 **www.e-tax.nta.go.jp** イータックス　検索

平成２７年度所得税及び復興特別所得税の確定申告について

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成28年２月16日（火）から同年３月15日（火）まで**です。

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は２月16日（火）から３月15日（火）までです。還付申告は、平成28年２月15日（月）以前でも行えます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

ただし、一部の税務署では、２月21日と２月28日に限り、日曜日でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

また、申告書は郵便や信書便による送付、e-Tax（国税電子申告・納税システム）による送信又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、税務署にお尋ねください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年１月１日から12月31日までの１年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

※日本国内に住所を有しているか、又は現在まで引き続いて１年以上居所を有している方（居住者）のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税及び復興特別所得税を納める義務があります。

※平成25年分から平成49年分までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

申告書を作成するときは

申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

○申告に関するご質問等につきましては、まずは最寄りの税務署にお電話にてお問い合わせください。

○「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（電話番号：0570-01-5901（e－コクゼイ））にお尋ねください。

申告書の税務署への送付について

確定申告書は「信書」に該当しますので、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」以外の荷物扱いで送付することはできません。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

また、申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」を利用されるようご留意願います。

※一般小包郵便物（ゆうパック）、冊子小包郵便物（ゆうメール）、簡易小包郵便物（ポスパケット）では、信書を送付することができません。詳しくは、日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成28年3月15日(火)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

振替納税を利用	振替日（平成28年4月20日(水)）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 ＊振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成28年3月15日(火)までに提出してください。 ＊振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。 ＊転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要となります。 ＊インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。
現金で納付	現金に納付書を添えて、納期限（平成28年3月15日(火)）までに金融機関（歳入代理店）又は所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。 ＊金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
電子納税を利用	自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。 詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ。）を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの（氏名のみの口座）をご利用ください。

＊一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、あらかじめご利用のインターネット専用銀行にご確認ください。

確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならないのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額の他に加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

広池秋子先生 ラクラク健康ヨーガ



あけましておめでとうございます。

今年も、新しい会員が増えて、新宿に新たなお友達ができるといいなぁと思っております。

婦人部のこのページは、会員の皆様が健康で楽しい年を過ごされますように、ヨーガとお医者様からのアドバイスページを連載いたしております。

昨年も、相変わらずの天候不順や想定外のことばかりで、みなさま、その疲れは出ておりませんでしょうか。

健康で元気に楽しい一年を過ごしたい方へ、この季節からしっかりと体を動かす癖をつけてみましょう。

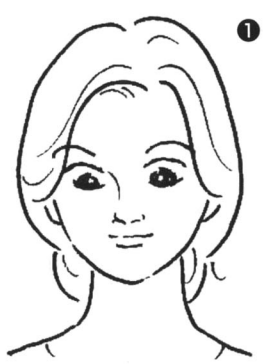
★ヨーガをなさる方への基礎知識

- 「食後1時間以内」と「入浴前後30分間」はヨーガを行わないで下さい
- 大病・けが・手術の直後・妊娠中などにヨーガを行う場合は、医師等にご相談下さい
- 決して無理をせず、自分に難しいポーズはしないで下さい。
  体にきついのが良いということはありません
- 横隔膜をゆっくりと動かし、深く長い呼吸が大切です

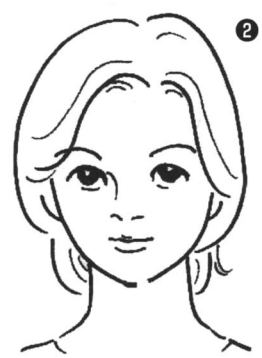
◎今回は、1日の生活の中で、コンピューター・パソコンを使用することが多い方々へ「目の疲れ」や「視力低下予防」、「肩こり」を緩和するポーズをご紹介いたします。

仕事で、勉強で、ゲームで、テレビでと、ちらちらした画像を、凝視した生活が多い昨今、コンピューターの前で“疲れた”と思ったら・・・

目の運動



①両目を大きく見開き、
視線を鼻先に集中する。



②目を見開いて、
視線を眉間に集中する。



①目を見開いたまま、
右横に視線を集中する。
数秒休んだのち
左横に視線を集中する。

よく働いて、疲れて家に帰る貴方！疲労感や肩こりは目の疲れから！！

食後1時間経ったら、デレデレしていたいのはやまやまですが、今年からテレビの前等で頑張ってみませんか？明日に目の疲れを残さないことが、後々の視力低下や肩こり頭痛を引き起こさない秘訣です。

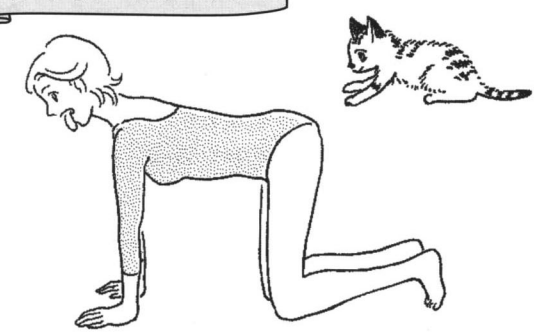
視力低下予防

うさぎの頭コロコロポーズ



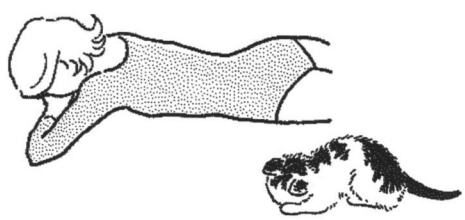
お尻を上げて頭を床につける。
頭のてっぺんと額の間をコロコロと数回もみつける。

ライオンのポーズ



目はランランと大きく開いて舌を太く長く出す。

目のマッサージ



にぎりこぶしを突き合わせ、
その上に目のまわりの骨の部分をのせマッサージする。

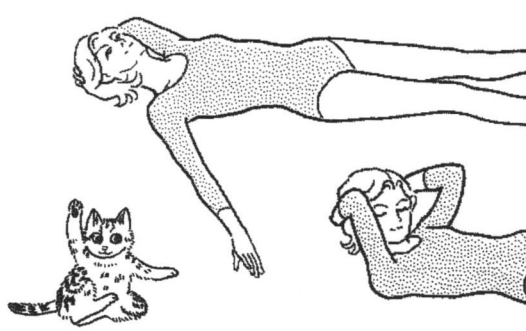
すきのポーズ



首の後ろを伸ばす

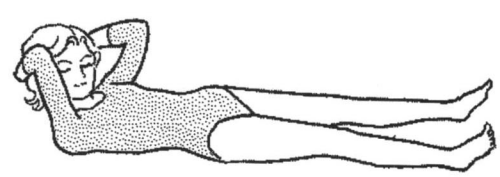
肩こり

腕の運動



伸ばした手は親指を下にして
ひねる。

首ほぐしのポーズ



肩は床から離さない

ほたるいかのポーズ



手をお尻の下にはさみ、
首ははさんだ手の反対側に倒す。

子供の頃から目を使う事が増えています。そのほか、都会の生活では、冷暖房の使用で目が乾燥し、ドライアイの方が多いと聞きます。日頃から休める事が大事ですが、積極的に運動や食事の配慮をし、健康な目を維持する事が、楽しい人生につながります。是非、ヨーガで疲れを取りましょう！

「広池ヨーガ 健康法」の教室
朝日カルチャーセンター
新宿区西新宿2-6-1 住友ビル4F
http://www.hiroike-yoga.jp/index.html

平成27年度「税の標語」入選作品決まる!

本年度事業計画の一環として、新宿税務署のご指導のもと、管内の小学校16校を対象に「税に関する標語」の募集活動に取り組みました。

募集の結果は530点にのぼる多数の応募があり、この応募作品について、新宿税務署長を含む署の幹部の方々と新宿税務関係6団体の会長に於ける厳正な審査を経て19点の入選作品が決まり、11月9日から13日まで新宿区役所本館1階ロビーに展示しました。

本年度入選作品は以下のとおりです。



全国間税会総連合会　入選

○ 明日つくる　未来のカギは　みんなの税　　淀橋第四小学校　今村 友香里

東京国税局間税会連合会　入選

○ 税金を　しっかり納めて　良い未来　　落合第二小学校　横堀　創大

金賞

○ 税金が　支えるこの町　この命	戸塚第二小学校	萩原　夢子
○ 納めよう　未来の子供に　つなぐ税	西戸山小学校	髙野　大将

銀賞

○ あなたの税　復興のための　力なり	大久保小学校	小形　拓翔
○ 税金で　みんなの未来　支えよう	落合第四小学校	山口　水晶
○ 税金は　未来にはばたく　大きな翼	西戸山小学校	吉田　　直

銅賞

○ 現在と　未来に使う　みんなの税	大久保小学校	河野　義哉
○ 消費税　みんなの未来　明るく照らす	落合第一小学校	竹村　綾乃
○ 税金が　輝く未来の　カギになる	落合第二小学校	有賀　早羅
○ 税金が　暮らしと未来を　輝かす	落合第二小学校	高橋　葉月
○ みなの税　今の日本を　ささえてる	落合第五小学校	鴨下　夏音
○ 大切な　未来を守る　消費税	西戸山小学校	小倉　晴乃

佳作

○ あなたの税　苦しむ人への　希望へと	戸塚第一小学校	吉野　晃平
○ 税金で　笑顔を増やそう　この国に	戸塚第一小学校	西岡　　灯
○ 税金で　自然とあふれる　思いやり	落合第三小学校	坂田　　凜
○ 税金で　この国この町　できている	落合第四小学校	齊藤　　凜
○ この社会　原動力は　みんなの税	西新宿小学校	田村　有諒
○ 社会の一歩　あなたの税で　進めます	戸山小学校	福井　　凪

あなたも応募してみませんか？　平成28年度《税の標語》を募集しています

全国間税会総連合会による「税の標語」の募集は、平成5年度から行なわれており、今年で24回目となります。昨年は当間税会で多数の応募がありましたが、あなたも是非応募ください。

※ 応募の締切りは9月10日の予定ですが、それまでに新宿間税会事務局へお送り下さい。

※ 郵便・FAX・メール等でお願いします。まとめて、全国間税会総連合会へ提出します。

中学生の税の作文　【 新宿間税会 会長賞 】

平成 27 年 12 月 1 日（火）新宿区立戸塚地域センターの 7 階多目的ホールにて、新宿納税貯蓄組合連合会と新宿税務署共催にて「平成 27 年度中学生の税についての作文」表彰式が開催されました。

当日は東京納税貯蓄組合総連合会会長賞はじめ、新宿税務署長賞、新宿都税事務所長賞、新宿区長賞、新宿税務関係6団体の各団体長賞など多くの中学生が表彰され、その受賞作品が披露されました。

新宿区立西新宿中学校　　第３学年　　内田　あや

私は今まで税の種類や仕組みにあまり興味がなかった。しかし、税についての授業を受けてから税に対する考え方が変わった。

私が毎日学校で勉強できているのはそれに合った環境が整っているからである。学校や授業、教科書を無料で受けたりすることができるのは税のおかげだ。すなわち、税を払ってくれる人のおかげだ。 他にも警察や消防署、道路など身近なものに税は使われている。

もし、税がなくなったとする。そうしたら、私たちの生活はどうなるのだろう。義務教育だから私たちは学校に通わなければならない。しかし、授業料や教科書代は全て自己負担になる。そうなると学校に通えなくなる人もきっといるはずだ。他にも事件が起きた時に警察の人がいなかったら解決することは出来ないし、今よりも犯罪などが増えるだろう。だから私たちは税金に守られているとともに助けられているのだ。

そして、まだ先のことだが８%から１０%に消費税が引き上げられる。私は、「なぜ、税金を上げるのだろう」と不思議に思い理由を調べた。

大きな理由として少子高齢化が進んでいることだ。日本の将来は子供の数よりも高齢者の人の方が上回ると推測されている。そのため、働いている若い人や将来働く若い人が少なくなると、年金などで生活している高齢者の為のお金が不足する恐れがあるのだ。だから、そうならないように増税している。



しかし、反対する人もいる。私もこのことを知る前は反対派だったが、私が年をとって年金が必要になった時に生活のお金が不十分だったら困ってしまう。だから増税することはしょうがないと思った。

また 、２０２０年に東京オリンピックが開かれる。 私はスポーツをすることも見ることも好きなので、とても嬉しいことだ。そして、新しい国立競技場も作られる。今は白紙に戻されたが、当初は2520億かかると言われていた。これの一部は、都民が負担するので、「なぜ、こんな高額になるのだ」と多くの人が反感を抱いていた。私もその中の一人だ。だが、白紙に戻すという事を発表された時、「今頃か」と思ったが妥当な判断だと思った。

私は、この作文を通して今まで全く知らなかったことを、たくさん知った。私のように、税金について知らない人はたくさんいると思う。だから税金について多くの人に発信していき、改めて理解してもらいありがたさや必要さが再確認できるのではないだろうか。そして、私が働ける大人になった時、高齢者や子供たちの為にしっかり税を納められる人になりたい。

新宿間税会では、趣旨にご賛同いただける新規会員を募集しています。

新宿間税会は、正しい税務知識を習得し、公正でより良い税制や税務行政をめざし、消費税を中心とした間接税の納税者で組織している団体です。会員の皆様からのアンケートを反映した要望書を機関に提出したり、税の研修会や講演会を開催しています。また当会では、異なる業種の会員との各種会活動により異業種交流を図ることが出来ます。これから迎える少子高齢化社会では、消費税の重要性は益々高まります。ぜひ当会にご入会いただき、ともに考えてまいりましょう。

新宿間税会へのご入会は、下記事務局までお問い合わせください。

（株）小田急百貨店　財務部　新宿間税会事務局（担当 斉藤）

ダイヤルイン **03-5325-2311**　FAX **03-5325-3609**

年会費　一口 4,800 円



Excellent and Elegant

Jewelry and Brand items

ジュエリー・ブランド品など、常時5,000点以上の品ぞろえ。

Gem KAWANO

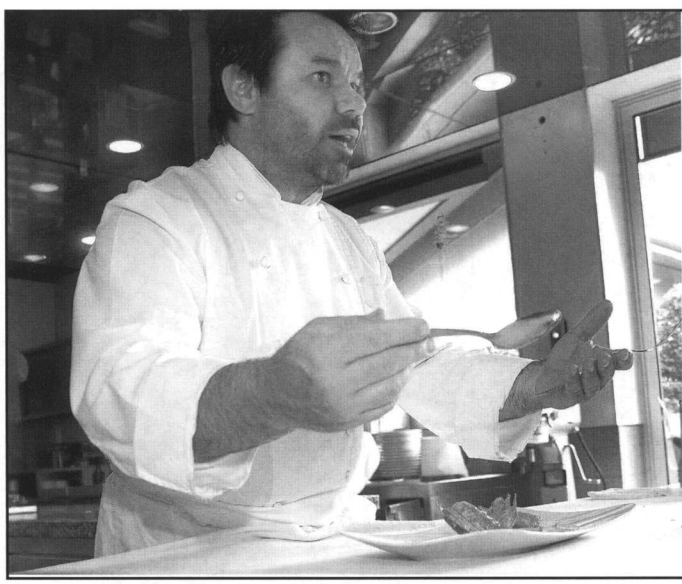
ジェム・カワノ 新宿中央口店

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-28-11 市嶋第3ビル 1F/B1F

TEL 03-3354-5207(1F)/03-3352-1280(B1F)

営業時間 11:30~20:30

http://www.kawano-gem.co.jp



MAISON TROISGROS

三ツ星の味、トロワグロ。

1968年以来、ミシュランの三ツ星の栄誉に輝く、
フランス料理の最高峰トロワグロ。
世界のグルメをうならせるトロワグロの新しい味覚の世界。
日本で唯一、小田急がお届けします。

ODAKYU

小田急・新宿

TEL 03-3342-1111（大代表）

〒160-8001 東京都新宿区西新宿1-1-3

http://www.odakyu-dept.co.jp

カラダにうれしいもの。
心にやさしい時間。

新宿駅からすぐの場所で、新宿の喧噪を忘れるやすらぎを。
「リフレピア」は、健康と美がテーマのショップ＆スポットです。

リフレピア

健康と美の広場

京王百貨店 新宿店8階

Keio 新宿

〒160-8321 新宿区西新宿1-1-4 TEL.03(3342)2111

http://www.keionet.com